# 平成19年度「放課後子どもプラン」関係予算(案)の概要

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局育成環境課

## ○ 総合的な放課後児童対策(「放課後子どもプラン」)の創設

15.849百万円

各市町村において教育委員会と福祉部局が連携を図り、「放課後児童クラブ」と文部科学省が実施するすべての子どもを対象とした「放課後子ども教室推進事業」を一体的あるいは連携して実施する「放課後子どもプラン」を創設し、両省連携のもと、学校の余裕教室等を活用して、原則としてすべての小学校区で放課後の子どもの安全で健やかな活動場所の確保を図る。

(1) 放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の必要な全小学校区への設置促進15,659百万円

放課後児童クラブの未実施小学校区の早急な解消や適切な運営の確保等を図るためのソフト及びハード両面での支援措置を講じる。

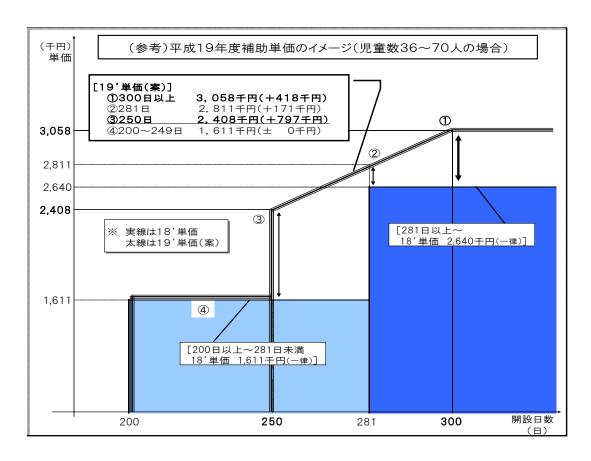
- ① 放課後児童クラブ運営費(ソフト事業) 13,845百万円 ア か所数の増 14,100か所 → 20,000か所
  - イ 補助単価等の見直し
    - 基準開設日数の設定(281日以上→250日以上)
      - ・ 地域によっては保護者の就労等による土曜日開所の必要性が薄れてきている状況から、開所しない場合にも標準的な補助とするよう要望が出されていること等を踏まえ、授業日、長期休業日(土曜、日曜及び祝日を除く)及びクラブ運営上必要な開所日を合わせた日数(=250日)を基準開設日数とし、弾力化を図るとともに、250日を超えて開所するクラブについては、日数に応じ加算措置(300日を限度)を講じる。

### ○ 必要な開設日数の確保

・ 子どもの生活実態や保護者の就労形態に即した適切な運営確保の観点から、補助対象の開所日数を250日以上とすることにした。このため、特例措置として認めていた200日以上250日未満開所のクラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止する。

#### ○ 適正な人数規模への移行促進

・ 「放課後子どもプラン」に基づき、19年度以降余裕教室等の活用が見込まれることや、子どもの情緒面への配慮及び安全性の確保の観点から、適正な人数規模への移行を図るため、71人以上の大規模クラブについては、3年間の経過措置後、補助を廃止し、規模の適正化(分割等)の促進を図る。



### ② 放課後児童クラブ創設費等(ハード事業)

1.814百万円

- ア 創設費補助の充実【児童厚生施設等整備費】
  - ・ 学校の敷地内等に放課後児童クラブ室を新たに設置する際の創設か所数の増を図る。
- イ 改修費補助の充実【放課後子ども環境整備等事業〔保育環境改善等事業を名称変更〕】
  - ・ 既存施設(学校の余裕教室、商店街の空き店舗等)を改修して、放課後児童クラブ室を設置する際の改修か所数の増を図る。
- ウ 設備費(備品の購入等)補助の創設【放課後子ども環境整備等事業】
  - ・ 既存施設(学校の余裕教室、商店街の空き店舗等)において、新たに放課後児童クラブを実施する際の冷暖房器具の設置や冷蔵庫及び調理器具等を購入する場合にも補助対象(1か所当たり1,000千円を限度)とする。

## (2) 放課後子ども教室推進事業(文部科学省)との連携促進 191百万円

- ① 放課後子どもプラン指導員(者)研修の開催【両省で計上】
  - ・ これまで事業毎に実施していた指導員(者)研修を、各都道府県等において合同で開催する。
- ② 放課後子どもプラン運営(推進)委員会の設置促進【文部科学省で計上】
  - ・ 学校関係者や福祉関係者、地域住民等が参画し、両事業の効率的な運営方法 や活動内容等を協議する委員会を市町村及び都道府県に設置する。
- ③ 両事業の円滑な実施や活動を促すためのコーディネーターの配置【文部科学省で計上】
  - ・ 両事業の一体的な実施に伴う調整や、活動プログラムの企画立案及び実施方 法の検討等を行うコーディネーターを各小学校区に配置する。